

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護・予防専門型通所サービス（共生型サービスを含む））
医療事務所の担当者や両親に添付して下さい。他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる添付も合わせて提出してください。
△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
△印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合）
又下記一覧は必ずまであり、条件によって追加の書類が必要となる場合もございます。
また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAヘルプにてネットをご確認ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

★1) 変更届のご提出前に事前相談が必要です。
物件の追加の場合、指定に添えて記入欄

又お、戻し手帳（例：千葉県から北区へなど）の場合、同一事業所登録番号付

※東京地区は都営地下鉄とJR線、JR西日本管内はJR西日本管内の各駅にてお取り扱いです。

実施場所を離れて新規営業所の開設申請を行なう場合はあります

(指定申願の跡の切り口は前年5月の割り切月の末日です。)

★2) 運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のよう

は、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
地域密着型の新会員登録システム

③ 地域密着型通所介護、療養通所介護、予防介護と6年1月届出提出分（2月減少分）を計

★4) 令和6年4月届出提出分(3月減少分)をも
★5) 「入浴介助加算」から「入浴介助加算」

「入浴介助加算」から「入浴介助加算」へ
ください)。「生活機能向上連携加算」から

★6) 過去に補助金を受けている場合は事前相談

注 1) 代表者の住所及び氏名(婚姻等による)の

注 2) 共生型サービスの場合は、本体サービスの

注3) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や

注 4) 定員減の場合は添付する必要はありません
注 5) 善路開陥の変更を提出が必要です

注5) 兼務関係の変更も届出が必要です。
注6) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は

注6) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の際
注7) 延長サービスに従事する職員の分かる「術

注 8) その他基準省令確認書類（参考様式46）

注9) R7.3.31までは、感染症予防等の指針及び

注10) 中重度者ケア体制加算に係る届出書、認知症高齢者の在宅提出（軽度）届出、認可

したものをご提出ください。なお、それぞれ
注11) 井生利井、ピコを仕止まちは廢止する場合

注11) 共生型サービスを休止または廃止する場合

注12)介護職員待遇改善加算等を算定していくに
ご提出ください。

注13)NAGOYAかいごネットの「業務管理体制

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管して下さい。

本版の掲載（複数）は必ず事業所で保管して下さい